平成２４年１０月１６日

**≪お　知　ら　せ≫**

**法人文書開示請求件数の取扱の見直しについて**

本学に対する法人文書の開示請求は、情報公開室において、開示請求者から提出された『法人文書開示請求書』の「請求する法人文書の名称等」の記載内容に不備がなければ受け付けをし、また明らかな不備等が認められれば開示請求者に対してその補正を求めた上で、開示請求当初に開示請求件数を定めて、1件当たり３００円の手数料を徴収しておりました。よって、複数年度にわたるものであっても、請求内容が同一であると判断した場合には、1件の開示請求として扱ってきました。

しかしながら、これまで1件の開示請求として取り扱っていた案件の中には、「[*東京大学情報公開の手数料等に係る規則*](http://www.u-tokyo.ac.jp/gen01/reiki_int/reiki_honbun/au07407131.html)第４条第２項」で規定している「一の法人文書ファイルにまとめられた複数の法人文書」または「相互に密接な関連を有する複数の法人文書」とは認められないものが多数みられるため、平成２５年4月1日の開示請求受け付け分から、法人文書の開示請求「１件」の取扱について見直すこととなりました。

法人文書を特定する過程において１件の法人文書とはみなされなかった開示請求に関しては、速やかに情報公開室から開示請求者にご連絡いたします。その際、件数が変更となった経緯について説明し、１件の法人文書として特定できるような開示請求の補正あるいは開示請求の追加を求めさせていただくことといたします。また、同一内容の文書であっても年度ごとに個別に管理されている文書については、各年度を１件として取り扱うこととさせていただきます。

ご理解のほど、よろしくお願いいたします。

なお、本件に関し不明な点等ございましたら、情報公開室窓口にお問い合わせください。